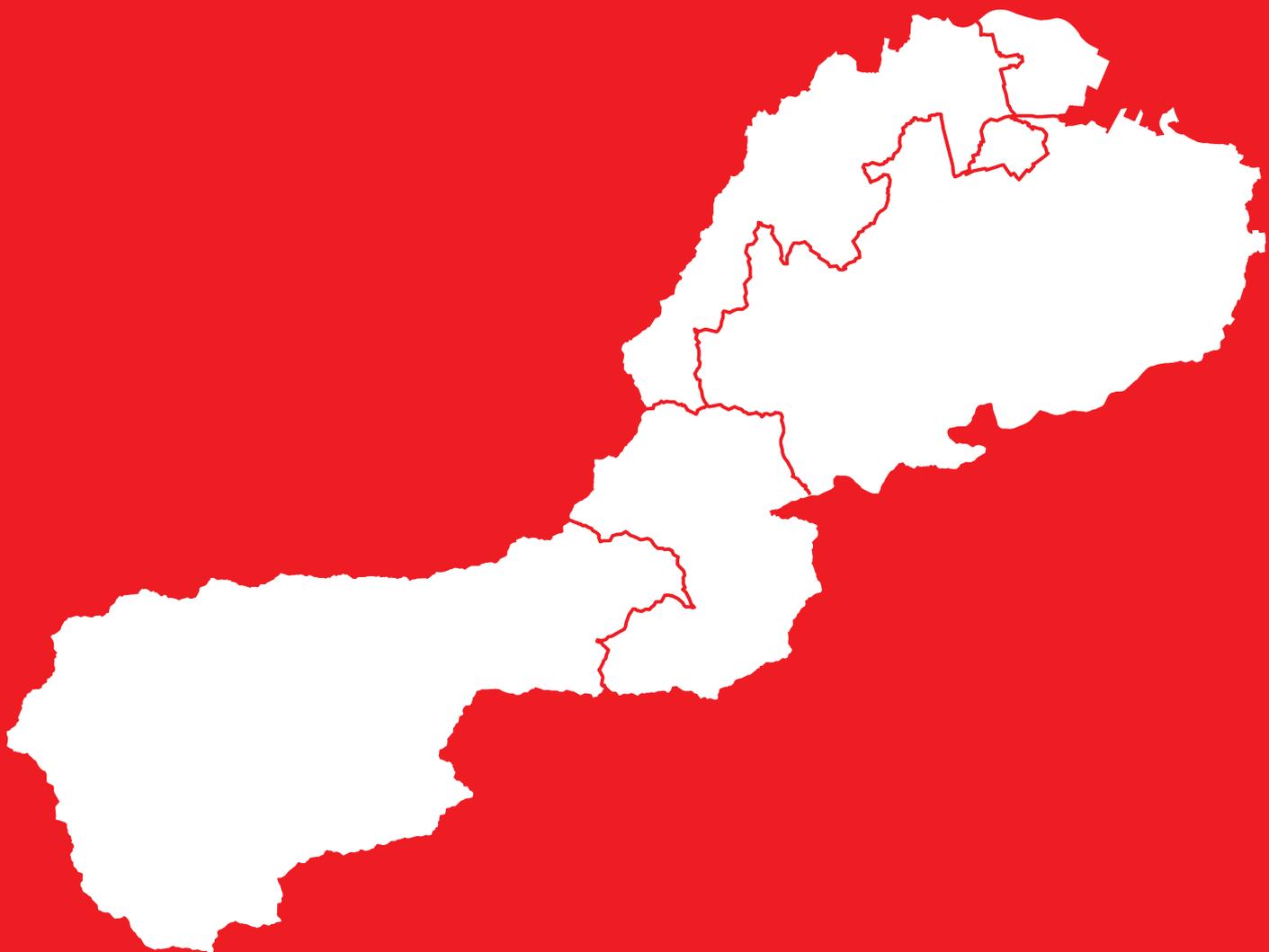


# 松阪市地域防災計画

(令和6年度修正)



令和7年3月



松阪市防災会議  
松 阪 市

## (目次)

### 《ビジョン編》

第 1 章	松阪市の現況	1
第 2 章	松阪市の過去の災害と被害想定	5
第 3 章	松阪市の防災ビジョン	21
第 4 章	防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）	24
第 5 章	各主体の責務と役割	34

### 《行動計画編》

## 第 1 章 自助・共助

### 1 日頃から市民がしておくべきこと

1-1-1	自助・共助による防災・減災の重要性	48
1-1-2	防災知識の習熟と訓練	49
1-1-3	家庭での備え	52
1-1-4	情報を入手する方法を知る	55
1-1-5	安全な避難行動を確認する	57
1-1-6	地域における防災活動	59
1-1-7	協働による防災まちづくり	63

### 2 発災後に市民がするべきこと

1-2-1	命を守る避難行動	65
1-2-2	みんなで力を合わせる	68
1-2-3	地域で避難所を運営する	70
1-2-4	生活を再建する	74

## 第 2 章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

### ■テーマ 1：災害に強い松阪市をつくる [発災前にするべきこと]

担当分担表	77
-------	----

#### ◎施策－1：実効性のある防災体制の確立

1-1-1	防災体制の整備と強化	82
1-1-2	災害時の情報収集・分析・伝達体制の整備	85
1-1-3	広報体制の整備	87
1-1-4	避難先の指定	88
1-1-5	警戒避難体制の整備	93
1-1-6	津波避難体制の整備	96
1-1-7	避難所の開設・運営体制の整備	100
1-1-8	災害時要配慮者支援体制の整備	102
1-1-9	帰宅困難者対策の整備	108
1-1-10	緊急輸送体制の整備	110
1-1-11	物資等の備蓄・調達・供給体制の整備	116
1-1-12	消防救急体制の整備	119
1-1-13	災害医療体制の整備	121
1-1-14	関係機関との連携及び応援・受援体制の整備	124
1-1-15	ボランティアの受入体制等の整備	126
1-1-16	し尿・廃棄物処理体制の整備	128
1-1-17	ペット救護体制の整備	130
1-1-18	災害時の空地の利用管理計画の策定	131
1-1-19	被災者支援体制の整備	132

#### ◎施策－2：災害に強い都市構造の形成

1-2-1	防災まちづくりの推進	135
1-2-2	都市基盤整備の推進	139
1-2-3	総合的な水害対策の推進	142
1-2-4	総合的な土砂災害対策の推進	145
1-2-5	農業施設等の防災対策の推進	147
1-2-6	ライフライン施設等の防災対策の推進	149
1-2-7	学校等の防災対策の推進	152
1-2-8	文化財の防災対策の推進	154
1-2-9	地震防災緊急五箇年計画の策定	155

## ■テーマ2：実践的な防災行動力を向上する [発災前にするべきこと]

担当分担表	156
-------	-----

### ◎施策-1：防災意識の高揚

2-1-1	市民等への防災知識の普及と啓発	158
2-1-2	安全な避難行動に対する啓発の取り組み	160

### ◎施策-2：地域防災力の向上

2-2-1	自主防災組織の育成支援	162
2-2-2	住民自治協議会の防災体制の強化及び育成支援	164
2-2-3	消防団活動の強化及び支援	166
2-2-4	地区防災計画の策定支援	169
2-2-5	企業の防災体制の強化及び支援	170
2-2-6	災害時協力井戸の取り組み	171

## ■テーマ3：いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する [発災後にするべきこと]

担当分担表	172
-------	-----

### ◎施策-1：いのちを守る

3-1-1	災害対策本部の立ち上げ	178
3-1-2	避難対策	189
3-1-3	情報収集対策	197
3-1-4	災害広報対策	203
3-1-5	救助・救急対策	207
3-1-6	行政機関に対する応援要請	210
3-1-7	自衛隊の派遣要請	213
3-1-8	三重県防災ヘリコプターの派遣要請	216
3-1-9	受援体制の確保	218
3-1-10	帰宅困難者対策	220
3-1-11	孤立地区対策	222
3-1-12	水防活動	224
3-1-13	二次災害の防止	226
3-1-14	特定災害対策	228

### ◎施策-2：いのちをつなぐ

3-2-1	安否情報の提供	231
3-2-2	災害救助法の適用要請	234
3-2-3	避難所の開設及び運営対策	237
3-2-4	災害時要配慮者への支援	241
3-2-5	交通の確保対策	244
3-2-6	輸送対策	249
3-2-7	障害物の除去	251
3-2-8	給水対策	253

3-2-9	食糧の調達・供給対策	259
3-2-10	生活必需品の調達・供給対策	264
3-2-11	医療・救護対策	267
3-2-12	防疫・保健衛生対策	271
3-2-13	し尿・廃棄物処理対策	274
3-2-14	行方不明者の搜索、遺体の収容及び埋火葬対策	277
3-2-15	特定動物の逸走及びペット対策	281
3-2-16	災害警備活動	283

#### ■テーマ4：暮らしの再建と復興に向けた準備に取り組む [復興のためにすべきこと]

担当分担表	284
-------	-----

##### ◎施策－1：被災者支援と暮らしの再建

4-1-1	罹災証明書の交付	287
4-1-2	被災者台帳の作成	293
4-1-3	ボランティア活動対策	296
4-1-4	学校・幼稚園の再開	301
4-1-5	保育の再開	306
4-1-6	住宅の再建	309
4-1-7	義援金の受入・配分	313
4-1-8	被災者生活再建支援制度の適用	314
4-1-9	生活資金等の支給・融資	317
4-1-10	早期再建のための相談窓口の設置	321
4-1-11	中小企業等の再建支援	322

##### ◎施策－2：復興方針の策定

4-2-1	激甚災害の指定	324
4-2-2	復興体制の構築と復興計画の策定	326
4-2-3	復興事業の実施	328

### 第3章 業務継続計画 [市役所機能を維持・早期再開するために必要なこと]

1	業務継続計画の目的と効果	329
2	業務継続計画の位置づけ	330
3	業務継続計画の基本的な考え方	330
4	前提とする被害想定	331
5	非常時優先業務の選定基準	332
6	必要資源の分析と対策	336
7	職員参集シミュレーションと必要人員の分析と確保	343
8	受援対象業務の抽出	346
9	業務継続マネジメント（BCM）の取り組み	347

### 第4章 防災関係機関の災害対策

1	消防組織の災害対策	348
2	松阪地区三師会の災害対策	359
3	松阪警察署の災害対策	363
4	自衛隊の災害対策	366
5	N T Tの災害対策	367
6	中部電力の災害対策	371
7	東邦ガス（東邦ガスネットワークを含む）の災害対策	373
8	国土交通省（中部地方整備局）の災害対策	377
9	国土交通省（運ダム管理所）の災害対策	379

## 第 5 章 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」発表時の対応

1	はじめに	381
2	配備体制	382
3	対応の方針	383
4	市民への広報	384
5	公共施設等の緊急点検	385
6	市民のとるべき措置	386

## 資料編・様式集・用語集

資料 1	松阪市災害対策本部の組織図	387
資料 2	災害救助基準	397
資料 3	避難情報等発令基準	402
資料 4	注意報・警報基準	404
資料 5	特別警報の種類と発表基準	405
資料 6	土砂災害警戒情報	406
資料 7	大雨警報（土砂災害）危険度分布ごとの避難情報等発令区域	407
資料 8	河川における避難準備、指示の基準	409
資料 9	道路冠水が想定される箇所	410
資料 10	退避先・指定避難所一覧	411
資料 11	地区避難所一覧	417
資料 12	指定福祉避難所一覧	422
資料 13	土砂災害防止法・水防法に基づく防災上配慮を要する施設の一覧	424
資料 14	松阪市災害用備蓄品一覧	430
資料 15	指定避難所別備蓄一覧	431
資料 16	災害時協力井戸一覧	444
資料 17	マンホールトイレ一覧	448
資料 18	災害時支援協定一覧	449
資料 19	同報系防災行政無線一覧	457
資料 20	都市公園等一覧	466
資料 21	防災重点農業用ため池	475
資料 22	土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧	477
様式(1)	県への応援要請書等様式	515
様式(2)	自衛隊災害派遣及び撤収要請様式	525
様式(3)	海上保安庁応急措置実施要請及び撤収要請様式	527
様式(4)	災害救助法関係様式	529
用語集		554

## ～はじめに～

松阪市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の地域の防災に関する事項について、本市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、市民、事業所が果たすべき責務についても明確にし、総合的かつ計画的な防災・減災活動の実施及び推進を図ることを目的としています。

令和6年は、多くの自然災害が発生し、元日に発生した能登半島地震をはじめ、9月には、同じ能登地域を豪雨災害が襲う悲劇がありました。8月には、日向灘での地震発生を受け、気象庁から初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。

本市においても、8月末に台風10号の豪雨に見舞われ、8月31日には線状降水帯の発生により阪内川流域の約1万6千世帯に対し、初めて警戒レベル5の「緊急安全確保」を発令しました。このような災害の経験から、市民の皆様の安全と生活を守るため、松阪市地域防災計画をより現実に即した具体的かつ実践的な計画とする重要性を改めて感じています。

近年その発生が懸念されている南海トラフ地震において、中央防災会議では最大29万8千人の死者が発生することが想定されており、東日本大震災を超える“国難”とも言われる大規模災害になることが危惧されています。大規模災害の発生直後には、行政の支援が行き届かないため、自助・共助の役割が非常に重要となります。自助・共助・公助のそれぞれが主体的に行動しなければ、今後起こりうる国難級の南海トラフ地震を乗り切ることができないと考えています。

本市では、10月第4日曜日を「松阪防災の日」と定め、この日を含む10月第4週を「松阪防災週間」としております。ご家庭や地域で防災について話し合うなど、防災対策を特別なものではなく日々の生活と一体的なものとする考え方の定着を図り、本市の防災ビジョンである「災害時の人的被害ゼロ」を達成するため、市民総ぐるみで市と一体となって災害に打ち勝つ力を育み、松阪市地域防災計画を実行していきます。

令和7年3月修正

松阪市防災会議

竹上真人

## 令和 6 年度の主な修正概要

---

### 1. 本市の防災行政を取り巻く背景・課題

令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震で最大震度 7 を観測した石川県は、国の地震調査委員会の「全国地震動予測地図」では、2020 年から 30 年間に震度 6 弱以上の揺れが起きる確率は県の大部分で「0.1%～3%未満」とされていた。この地震において、木造住宅を中心とした建築物の倒壊があり、多くの死傷者が出ている。

三重県においては、上記の予測地図において「26%以上」とされており、国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表によると、今後 30 年以内に南海トラフを震源とするマグニチュード 8～9 クラスの地震が発生する確率は 80%程度とされている。

本市においては、家屋の倒壊等による死傷者を一人でも減らすため、倒壊の危険性の高い木造住宅の所有者に対して啓発、無料耐震診断による情報提供、耐震補強設計及び工事、除却工事に対し一部補助の実施に取り組むとともに、住宅の安全性の向上を図り、家具等の転倒による被害を軽減するため、要配慮者等の住宅の家具を無料で固定する事業を進めてきた。また、防災対策として住民の災害に対する意識や地域防災力の向上が重要となり、市では地域の特性に応じた地区防災計画の策定支援としてセミナーを開催し、計画策定を希望する地域へ支援を行っているところである。

引き続き、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震に備え、防災基本計画（中央防災会議）や三重県地域防災計画といった上位計画との整合性を図りつつ、本市の防災ビジョンである「災害時の人的被害ゼロ」を目指し、必要な検討及び修正を行い、自助・共助・公助が連携して防災施策に取り組んでいくことが求められている。

### 2. 修正の主な項目・内容

#### ■ビジョン編：第 1 章 松阪市の現況

---

#### 4 市民の防災への意識【修正】

- ◆ 総合計画策定にかかる「松阪市市民意識調査」（令和 6 年度、対象 3,000 人）の防災対策に関する調査において「日頃から災害への備えをしているか」の質問に対して、令和 4 年度調査では 39.6%が「している」または「どちらかというとしている」と回答していたが、令和 5 年度では 2.9 ポイント減の 37.7%、令和 6 年度は 12.6 ポイント増の 50.3%となっている。これは過去に災害が発生してから時間が経過し、その記憶が薄れたことにより災害への備えに対する意識が低下していたが、令和 6 年能登半島地震などにより上昇したものである。

また、防災対策に対する意識の満足度について、横ばいの状態で年々僅かに上昇し、「やや不満」または「不満」の回答についても前回より 0.1 ポイントと僅かに上昇している。近年各地で多発する局地的な大雨や線状降水帯による風水害、地震頻発等の自然災害により、防災対策への期待が高まっており、さらなる充実を求められていると考えられる。

## ■第2章：テーマ1（発災前にすべきこと）

---

### （1）医療・救護体制の整備【修正、追加】

- ◆ 災害時の医療救護に関する情報の連絡体制の確保や医療救護所を設置した場合に必要な人員を平時より確保していく必要があることから、協力いただける看護師や医療事務員等コメディカルの確保について修正・追加する。
- ◆ 医療救護所の運営や必要となる医薬・衛生材料の確保等、平時から医療救護体制について松阪地区医師会等関係機関と協議する必要があるため追加する。

## ■第2章：テーマ3（災害の発生後にすべきこと）

---

### （1）対策本部【修正】

- ◆ 市長不在時の場合における本部長職務の代理順位を修正する。

### （2）地区調整本部【追加】

- ◆ 地区市民センターのコミュニティセンター化に伴い地区調整本部に徳和地区コミュニティセンター及び松尾地区コミュニティセンターを追加する。

### （3）配備体制の基準【修正】

- ◆ 昨年発表のあった南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）について、地震における警戒準備体制及び第一次配備体制の招集の基準を修正する。

### （4）医療・救護対策

- ◆ 対応フロー【削除】
- ◆ 関係機関との関係図【削除】
- ◆ 体系図【追加】

### （5）医療救護所の設置基準【追加】

- ◆ 災害時における医療救護所の設置基準について追加する。

(6) 医療救護所の設置【追加】

- ◆ 第一次医療救護所及び第二次医療救護所の開設について追加します。

#### ■第4章：防災関係機関の災害対策

---

(1) 松阪地区広域消防組合の配備体制【修正】

- ◆ 風水害、地震災害、津波災害対応体制における配備内容の一部修正
- ◆ 災害対策消防警戒本部の削除

#### ■第4章：松阪地区三師会の災害対策

---

(1) 医療救護活動（松阪地区医師会）の実施【修正、追加】

- ◆ 避難所等における慢性期対応（巡回診療等）の追加
- ◆ 医療救護所の業務内容の一部修正
- ◆ 医療救護所の設置基準及び設置場所の修正
- ◆ 松阪地区医師会救護班の編成内容の内訳を修正

#### ■第5章：「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応

---

(1) 配備体制【修正】

- ◆ 南海トラフ地震臨時情報の配備基準を修正

配備基準	災害対策本部	配備要員
南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	設置しない	警戒準備体制
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	設置する	第一次配備体制
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	設置する	第一次配備体制

※南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されかつ、本市において震度3以上の地震が観測された場合は、配備体制における召集の基準を適用する。

※南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されかつ、本市において震度5弱以上の地震が観測された場合は、災害対策本部を設置する。